

独立行政法人国立病院機構千葉東病院における
企業主導治験に係る受託研究（治験）審査委員会標準業務手順書の改訂（新旧対照表）

平成 30 年 7 月 2 日 改訂

改訂後	改訂前	備考
<p>第 1 章 治験審査委員会 （治験審査委員会の設置及び構成）</p> <p>第 3 条 治験審査委員会は、院長が指名する者をもって構成する。 なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。</p> <p><u>7 委員長又は副委員長が不在もしくは審査の対象となる治験の 関係者である場合は、委員長又は副委員長が事前に他の委員を指名 し、役職を代行させる。</u></p>	<p>第 1 章 治験審査委員会 （治験審査委員会の設置及び構成）</p> <p>第 3 条 治験審査委員会は、院長が指名する者をもって構成する。 なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。</p>	<p>波線部追記 （記載整備の為）</p>